答 申 第 2 4 2 号 平成 1 8 年 9 月 1 1 日

千葉県知事 堂本 暁子 様

千葉県情報公開審査会 委員長 大田 洋介

異議申立てに対する決定について(答申)

平成18年2月13日付け保指第973号による下記の諮問について、別紙のとおり答申します。

記

平成17年12月1日付けで異議申立人から提起された、次の行政文書不開示決定に係る異議申立てに対する決定について

平成17年11月25日付け保指第708号

答 申

1 審査会の結論

千葉県知事(以下「実施機関」という。)の決定は妥当である。

2 異議申立人の主張要旨

(1) 異議申立ての趣旨

異議申立ての趣旨は、平成17年11月25日付け保指第708号で行った行政文 書不開示決定(以下「本件決定」という。)の取消しを求めるというものである。

(2) 異議申立ての理由

異議申立ての理由は、おおむね次のとおりである。

- ア 平成17年10月19日付け及び平成17年11月1日付けあき子ホットラインファックスの調査を県知事から指示された保険指導課が鋸南町の国の国保調整交付金の不正受給に加担していたため、調査をせず、放置しているのを、県職員が黙認しているはずはない。何かしら文書があって当然である。
- イ 鋸南町が国の国民健康保険特別調整交付金を不正受給していたとして監査請求 された記事が安房地方の朝刊で報道され、国にも知られているのに、保険指導課が 上記アの対応をしているのを県職員が黙認しているはずはない。何かしら文書があ るはずだ。

3 実施機関の説明要旨

実施機関の説明は、おおむね次のとおりである。

(1) 対象となる行政文書について

異議申立人が平成17年10月26日付けで開示請求をした行政文書は、「別添H17.10.19付あき子ホットラインFAXに関し、県保険指導課○○副課長が市町村課で鋸南町の一般会計、国保特別会計、介護保険特別会計の各決算を即時調査しようとしないのが許される根拠についてわかる書類」である。

- (2) 不開示決定の理由について
 - ア 開示請求書には「(保指分)」と記載されており、千葉県健康福祉部保険指導課(以下「保険指導課」という。)が保有する行政文書について開示請求されたものであるが、保険指導課には当該あき子ホットラインに関する調査方法についての記述のある行政文書は存在しない。
 - イ 当該あき子ホットラインにおいて異議申立人が主張している内容に関し、保険指導課で検討した結果、異議申立人が主張するような事実は確認できなかったため、 その旨異議申立人に平成17年12月7日付けで回答をしているところである。
- (3) 異議申立ての理由について

異議申立人は、「保険指導課が鋸南町の国の国保調整金の不正受給に加担していた ため、調査をせず、放置しているのを県職員が黙認しているはずはない。何かしら文 書があって当然である。」としているが、実施機関としては、鋸南町の不正受給の存在を認定しておらず、該当する行政文書は存在しない。

4 審査会の判断

当審査会は、異議申立人の主張及び実施機関の説明等をもとに審査した結果、以下のように判断する。

(1) 本件請求及び本件決定について

異議申立人は、実施機関に対し、平成17年10月26日付けで「別添H17. 10.19付あき子ホットラインFAXに関し、県保険指導課○○副課長が市町村課で鋸南町の一般会計、国保特別会計、介護保険特別会計の各決算を即時調査しようとしないのが許される根拠についてわかる書類」の行政文書開示請求(以下「本件請求」という。)を行った。

これに対し、実施機関は、本件請求に係る開示請求書に「(保指分)」と表記されていることから、保険指導課が保有する行政文書を対象とした開示請求であると解釈し、本件請求に係る行政文書を調査したが、当該文書を保有していないとして、本件決定を行った。

(2) 本件請求に係る行政文書の不存在について

実施機関は、本件請求に係る行政文書は存在しないと説明するので、以下検討する。 実施機関は、保険指導課にはH17.10.19付け「あき子ホットライン」に関する調査方法についての記述のある行政文書は存在しないと説明する。

確かに、「あき子ホットライン」に寄せられたH17.10.19付け文書が、千葉県総合企画部知事室から保険指導課に送付されているが、調査方法については、事務を所掌する担当課に任せられている。

また、実施機関は、異議申立人が「あき子ホットライン」に寄せた文書については、 平成17年12月7日付け保指第747号『「あき子ホットライン」について(回答)』 で、鋸南町保健福祉センターに関する国の補助金及び交付金について調査したところ、 「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」に違反する事実は認められなかったと回答している。

以上のとおり、「あき子ホットライン」において異議申立人が主張している事実は確認できないとし、保険指導課が保有する行政文書を調査した上で本件請求に係る行政文書は存在しないとする実施機関の説明に不合理な点は認められず、その他存在をうかがわせる事情も認められないことから、本件請求に係る行政文書は存在しないと判断する。

(3) 結論

以上のとおり、実施機関が行った本件決定は妥当である。

5 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別紙のとおりである。

別 紙

審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容		
18. 2.14	諮問書の受理		
18. 3.27	実施機関の理由説明書の受理		
18. 7.18	審議		

(参考)

千葉県情報公開審査会第2部会

	氏	名		職業等	備考
岩	間	昭	道	千葉大学大学院専門法務研究科教授	部会長職務代理者
大	田	洋	介	城西国際大学非常勤講師	部会長
佐	野	善	房	弁護士	
福	武	公	子	弁護士	

(五十音順:平成18年7月18日現在)